神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	横浜正金銀行創立当初の職制と行員について
著者	寺嵜弘康
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 37 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2011 年（平成 23 年）3 月
判型	A4（210mm × 297mm）

【論文】

横浜正金銀行創立当初の職制と行員について

寺嵜弘康

【要旨】

横浜正金銀行の正副頭取や取締役の氏名や経歴についてはよく知られてはいるが、一般行員については分からないことが多い。また、開業当初の職制や人数なども不明なことがある。本稿では新たに収集した史料をもとに、正金銀行の創業当初の職制や行員の氏名を明らかにした。当初の行員には慶応義塾の福沢諭吉に連なる人員が多く採用されたことが判明したが、単に福沢人脈ととらえるのではなく、銀行簿記や英語を熟達した人材であることに重視された。

【キーワード】

横浜正金銀行　創立期行員　職制

はじめに

横浜正金銀行の第四代頭取原六郎の事績を綴った『原六郎翁伝』中巻に図1の写真が収められている。[1] 正金銀行の建物を背景にし、原をはじめ行員二九人が三列にならび、何かの記念日に撮影したものであろうか。四名を除けば皆洋服に帽子という姿で、当時の集合写真によく見られるように、行員の多くはカメラに正対せず右か左に顔や体勢をすこし向けたポーズをとっている。写真には「翁が頭取たりし頃の横浜正金銀行役員（明治二十年頃）」のキャプションが付され、列ごとに行員の名前も記されている。人名には一部誤記が見られるので、図1の下に修正して掲載した。前列は頭取・取締役などで、中列と後列には一般行員が並んでいる。原や相馬永胤、木村利右衛門などの銀行幹部はよく知られており、経歴なども把握できていたが、その他の行員については皆目見当が付かなかったため、彼らの経歴などを把握しておきたいと思っていた。

従来よりの経済史、金融史などからアプローチした正金銀行研究では一般行員について取り上げられるはずもなく、人物伝などで一部見られるものの、正金銀行研究としては全く蓄積のない分野といえるだろう。[2] その理由の一つが、正金銀行史研究に用いられてきた資料に制約があったことにある。銀行の経営資料が公開されておらず『横浜正金銀行史』、『横浜正金銀行沿革史』、『横浜正金銀行全史』、『明治財政史』、『明治大正財政史』という編纂資料[3]を活用するしかなかったため、編纂資料には行員の記録はほとんど見ることができなかった。しかし、

図1　明治20年頃の横浜正金銀行行員

前列

山川　勇木　手代
桜井　恒次郎　手代
木村　利右衛門　取締役
原　六郎　頭取
相馬　永胤　官選取締役
鍋倉　直　手代
池田　浩平　手代

中列

不詳　手代
堀田　祥治　手代
大坪　文次郎　手代
中井　芳楠　手代
本田　晋　手代
伊藤　詮一郎　手代
平尾　東三　手代
日原　昌造　手代
豊間根　繁吉　手代

後列

寺島　菊次郎　手代
不詳
不詳
不詳
大屋　武雄　手代
不詳
松尾　吉士　手代
松居　十三郎　手代
不詳
不詳
中村　錠太郎　手代

『横浜正金銀行全史』編纂に使用された資料を含めた正金銀行の経営資料[4]のほとんどが二〇〇〇（平成一二）年に東京三菱銀行から東京大学経済学部へ寄贈され、同大学武田靖人教授の尽力により整理され、重要と判断された資料は丸善からマイクロフィルム化[5]されたことにより資料面での研究条件が格段に向上することとなった。さらに二〇一〇年からは東京大学大学院経済学研究科経済学部資料室にて同資料の閲覧利用が可能となったこともあわせると、これら銀行の経営資料を用いた正金銀行研究が今後一層進展していくことが予想され、これにともない行員についての研究も深まるものと期待される。

一方、筆者は二〇〇四年に横浜正金銀行本店本館創建一〇〇周年を記念した特別展「横浜正金銀行―世界三大為替銀行への道―」[6]を同僚学芸員と共に担当した際に、行員の遺族や関係者から写真や書類などの関係資料を提供していただくことができた。その中に正金銀行初代リヨン出張所主任川島忠之助の関係資料があり、これをもとにした科学研究費の交付[7]を受けることができた。現在研究の途中であるが、明治中後期のロンドン及びリヨン駐在の正金銀行員の活動、支店間の交流などについてその具体的な姿が明らかになり、ひいては正金銀行員の立場からみた正金銀行史を模索できるのはないかと考えるに至った。金融史、財政史から見た横浜正金銀行の歴史を「正史」とするならば、行員からみた同行の歴史は「裏面史」でしかないかも知れないが、新たな横浜正金銀行像を研究成果としてまとめていきたい。

以上のような経緯もあり正金銀行員について現在調査を進めているところであるが、その過程で、従来全く明らかになっていなかった横浜正金銀行員の氏名や入退行年代などについて新資料を得ることができた。また『横浜正金銀行史』にも記載されていない創立当初の「申合規則」を発見することができたので、これらを用いて正金銀行創立当時の職制と行員について明らかにすることが本稿の目的である。

一　正金銀行の職制と行員数

（一）　定款、申合規則、内規による職制

ア　五課制

一八八〇（明治一三）年二月二八日に開業する正金銀行の職制は、同年二月九日に制定した定款で次のように規定している。[8]

第二十九條　当銀行ノ役員ト称スルモノハ左ノ如シ

取締役　五人以上十人以下

内　頭取　一人

副頭取　一人

支配人　一人

副支配人　四人

書記方　五人

出納方　八人

計算方　七人

貸付方　三人

為換方　二人

但シ事務ノ繁閑ニ依リ便宜之ヲ増減スヘシ

取締役や正副頭取は、すでに前年一二月二一日の株主集会で八名を

選出し、ついで同月二六日の取締役会で互選により頭取中村道太、副頭取小泉信吉が選出されており、[9]定款で定める人数はこれに対応したものである。副支配人四名を置き、書記方、出納方、計算方、貸付方、為替方の五つに分課されていることから、支配人と副支配人は五つの分課を所管することが予定されていたと思われるが、実際には次のような四課制から三部制へと移行していくことになる。なお正金銀行では、行員のことを「役員」と称しているのは、正金銀行の定款や申合規則が「国立銀行条例」および「国立銀行成規」に準拠[10]していたため、「国立銀行成規」で用いられている「役員」の名称がそのまま用いられているだけであるが、現代で「重役」を意味する「役員」との混同を避けるため本稿では「行員」として記載する。

イ　四課制から三部制

開業後まもない一八八〇年五月に取締役の協議により最初の「申合規則」が制定された。[11]これは後の「内規」と同じく、行員の職階、給与、服務といった人事や組織の規則、株券の譲渡再発行の手続きまで含まれた内部規則のことで、企業の目的や活動をしめす根本規則である定款の下位規定にあたる。これまで最初の「申合規則」の原本はないとされており、[12]正金銀行が一九一九（大正八）年に編纂した『横浜正金銀行史附録甲巻之二』にも八一年五月改正の「申合規則」しか収録されておらず、編纂当時からその存在は不明だったようである。ところが神奈川県立公文書館に八一年五月改正以前のものと思われる「申合規則」の写しが所蔵されていることが判明したので、その全文を註記にて翻刻しておく。[13]正金銀行縦罫紙一七枚に全六二の条文が墨書で記載されている。写し間違えた条文の数字には朱筆で三四箇所に訂正が施され、さらに第四九条と第五〇条の二箇所の条文については全文が見え消しされるなど、条文の修正や加筆がいくつか施されていることから、元の文章から写を作成し、さらに修正や加筆を加えたものと判断される。

八一年五月改正の「申合規則」を「銀行史本」とし、後者を「公文書館本」と仮に名づけて、両者の条文を対照したのが表1である。条文数は「公文書館本」が六二に対し「銀行史本」五四と減少しているものの、「銀行史本」は章番号を付与し条文を再編成していることがわかる。「公文書館本」の行員の職掌や事務分課が整理される一方で、月給旅費の規定が「銀行史本」では詳細に規定されるなどの違いが見られる。なかでも雑則一〇ヶ条が「公文書館本」では四ヶ條へと整理されている。このように見てみると「公文書館本」は八〇年五月制定の「申合規則」を改正するために写されたもの判断できる。と同時に、「公文書館本」が削除加筆を加える前の地の文章こそが最初の「申合規則」であるといってもよいのではなかろうか。

「公文書館本」では、行員の事務分課を六課（計算・出納・為換・貸付・記録・庶務）としているが、「第一回半季実際考課状」[14]の「役員ノ事」の記載では「開業以来漸々手代三十一人ヲ雇入レ出納貸付為換庶務ノ四課ヲ担当セシム」[15]とあることと一致しない。当初は六課制を予定ものの、実際に業務を開始してみたところ何らかの事情により四課制となったのではないだろうか。三一人の行員を六課に振り分ける場合と四課に分ける場合では一課の配当行員数も大きな違いがあ

表1　新旧申合規則条文対照表

「公文書館本」			「銀行史本」		
行員職掌責任			第一章　等級及職掌責任		
	第一條	行員ノ等級		第一條	等級役名
	第二條	頭取		第二條	頭取および副頭取職掌責任
	第三條	副頭取		第三條	取締役および検査役の職掌責任
	第四條	取締役		第四條	支配人および副支配人の職掌責任
	第五條	検査掛		第五條	手代の職務責任
	第六條	支配人			
	第七條	副支配人			
	第八條	課長			
	第九條	平役			
事務分課			第二章　事務分課		
	第十條	六課制		第六條	事務三部制
	第十一條	計算課		第七條	書記部
	第十二條	出納課		第八條	為換部
	第十三條	為換課		第九條	出納部
	第十四條	貸付課			
	第十五條	記録課			
	第十六條	庶務課			
役員心得			第四章　役員心得		
	第十七條	諸規定および頭取指令の遵守、本行得失に注視		第十二條	諸規定および頭取指令の遵守、本行得失に注視
	第十八條	役員の分掌職務専念		第十三條	役員の分掌職務専念
	第十九條	事務取扱手続の遵守、便利快活		第十四條	事務手続の遵守、便利快活
	第二十條	金銀出納諸手形発行の頭取支配人検印		第十五條	金銀出納諸手形発行の頭取支配人検印
	第二十一条	各課権内以外事柄は頭取支配人に稟議		第十六条	部内権内以外事柄は頭取支配人に稟議
	第二十二條	諸帳簿の様式		第十七條	諸帳簿の様式
	第二十三條	役員過失による損失負担		第十八條	役員過失による損失負担
	第二十四條	出勤簿押印および欠勤時通知		第十九條	出勤簿押印及び欠勤時通知
				第二十條	役員集会
				第二十一條	近火非常時対応
株主心得			第三章　株式券状取扱		
	第二十五條	株式売買譲与手続		第十條	売買譲与
	第弐十六條	株式汚破損紛失時書換手続		第十一條	汚破損・紛失
雑則			第八章　雑則		
	第二十七條	取締役選出		第四十六條	取締役選挙基準
	第二十八條	支配人副支配人選出		第四十七條	支配人・副支配人選出基準
	第二十九條	重役以外役員の身元引受状		第四十八條	五等以下役員の身元引受状
	第三十条	頭取取締役の臨時検査		第四十九條	貸付金額の規定
	第三十一條	金庫錠鍵の保管			
	第三十二條	銀行貸附金限度			
	第三十三條	近火非常時対応			
	第三十四條	月給旅費等仕払			
	第三十五條	定例諸役員集会			
	第三十六條	会議決議方法			
宿直心得			第五章　宿直心得		
	第三十七條	宿直人員		第二十二條	宿直員人数
	第三十八條	至急書状取扱		第二十三條	宿直時間
	第三十九條	戸締		第二十四條	宿直員事務
				第二十五條	至急電信
				第二十六條	近火非常時対応
				第二十七條	戸締まり
役員月給旅費定則			第七章　役員月給旅費		
	第四十條	月給旅費		第三十五條	月給旅費、海外派遣役員の月給旅費は規程制定まで適宜支給
	第四十一條	賞与		第三十六條	月給計算方法
	第四十二條	月給計算方法		第三十七條	並旅行旅費
	第四十三條	旅費		第三十八條	滞在日当
	第四十四條	旅行区分		第三十九條	近傍旅行距離別旅費基準
	第四十五條	私用旅行の無支給		第四十條	汽車賃計算基準
	第四十六條	月給前借禁止		第四十一條	汽車旅費日当規定
	第四十七條	疾病等欠勤中月給支払方法		第四十二條	取締役の支配人・副支配人兼務時の月給及び旅費滞在日当
	第四十八條	臨時傭入の給料		第四十三條	特別要件等での旅費日当の例外支給
	~~第四十九條~~	~~五等以下積立金~~		第四十四條	月給前借禁止
	~~第五十條~~	~~積立金取出~~		第四十五條	疾病等欠勤時の月給支給方法
役員禁令			第六章　役員禁令		
	第五十一條	取引先情報の漏洩禁止		第二十八條	取引先情報漏洩禁止
	第五十二条	頭取取締役の銀行より借入金制限		第二十九条	頭取取締役の銀行より借入金制限
	第五十三條	支配人の銀行借入金禁止		第三十條	支配人以下役員の本行に対する他人の引受人保証人の禁止
	第五十四條	本行に対する他人の引受人・保証人の禁止		第三十二條	役名による第三者よりの負債及第三者の引受人保証人の禁止
	第五十五條	役名による第三者の借金及貸金の禁止		第三十三條	新規事業への個人判断の禁止
	第五十六條	新規事業への個人判断の禁止		第三十四條	品行不方正および非分の散在行員の処分
	第五十七條	品行不方正および非分の散在行員の処分			
管理官との関渉			第九章　管理官との関渉		
	第五十八條	株主集会及取締役集会開催時の管理官参席		第五十條	株主総会取締役集会役員集会開催時の管理官参席
	第五十九條	管理官の指揮および許可		第五十一條	管理官の指揮及許可
	第六十條	管理官の検査		第五十二條	管理官の検査
	第六十一條	管理官の検印		第五十三條	管理官の検印
規則改正			第十章　規則改正		
	第六十二條	規則改正手続		第五十四條	規則改正手続

り、さらに八〇年五月から関西方面での業務を開始するため神戸支店に二名、大阪出張所に一名を配置することになり、六課制はきわめて困難であり四課制の導入となったものと思われる。しかし翌年には「銀行史本」のように三部制（書記・為換・出納）へと更に組織再編成が行われている。書記部は「諸文書掲載及ヒ株式公債証書用度職務等」の業務で、為換部は「内外国諸為換割引貸付金預リ金等」の業務を、出納部は「金銀一切ノ出納」の業務をそれぞれ分担した。八〇年下半季は神戸支店が営業を開始し、さらに御用外国荷為替業務が拡張するなどして「繁劇」[16]であったことも、三部制導入への要因となったものと思われる。三部制導入の時期を明確に示す資料は残っていないが、八〇年八月からニューヨーク出張員として派遣された安達何四郎宛に送った本店通信がアメリカ国立公文書館に所蔵されており、それには八一年三月一七日付本店通信第一四号から「為換部」の記載が見られ、それ以前は「為換課」となっている。このことから八一年の早い段階で三部制が導入されたとみなしてよいであろう。

一八八七（明治二〇）年七月六日横浜正金銀行条例（明治二〇年勅令第二九号）が制定されると、大蔵大臣より定款改正の指示を受けた正金銀行では、同月三〇日開催の株主臨時総会にて定款改正を決議、大蔵大臣に申請し認可を得た。[17]新定款には旧定款のような行員職制の記載はなくなり、頭取取締役の職掌権限が規定されている。新定款により従来の申合規則に代わって新たに内規を制定することになり、一二月二四日の取締役会議にて内規[18]を制定した。全六四條からなり、その第一條にて頭取以下の雇人までの職制を定めている。職員の分課と

表2　新旧申合規則職階月給対照表

	「公文書館本」			「銀行史本」	
等級	役名	月給	月給	役名	月給
一等	頭取	100円		頭取	100円
二等	副頭取	90円		副頭取	90円
	取締役	10円		取締役	10円
三等	支配人	80円		支配人	80円
四等	副支配人	60円		副支配人	60円
五等	課長	50円	50円～35円	手代	50円～35円
六等	平役	25円	35円～25円	手代	34円～25円
七等	平役	15円	25円～12円	手代	24円～12円
八等	平役	10円	12円～10円	手代	11円～10円
九等	手代	9円		手代	9円
十等	手代	8円		手代	8円
十一等	手代	7円		手代	7円
十二等	手代	6円		手代	6円
十三等	手代見習	5円		手代見習	5円
十四等	手代見習	4円		手代見習	4円
十五等	手代見習	3円		手代見習	3円
		原文	修正		
		第1条と第40条		第1条と第35条	

しては外国為換方、貸付并ニ為換方、出納方、計算方、書記方、抵当方、株式方、用度方の以上八課体制とし、それぞれ五等から十二等までの書記が配置された。内規以前の三部制がどのように八課制に移行したのかについては判明していない。

ウ　行員の等級制

次に行員の職階すなわち等級制度について見てみよう。表2は二つの「申合規則」から職階と月給に該当する条文箇所を抜き出しまとめたものである。職階は一五等級にわかれ、そのうち五等から八等までの四階級に違いが見られる。「公文書館本」では五等は課長、六等から八等までを平役としていることに対し、「銀行史本」では五等から八等までを手代としている。五等から八等までの月給についても「公文書館本」の地の文と「銀行史本」とに違いが認められる。例えば五等課長の月給は「公文書館本」の地の文では「五十円」であるが、「公文書館本」の加筆文と「銀行史本」では「五十円ヨリ三十五円マデ」との記載になっている。同一等級内で月給に幅を持たせるようになったのは、五等から八等という中間層に様々な経歴や年齢の異なる行員が入行したため、同一等級同一月給制は現実的に難しくなったのではないだろうか。「第一回半季実際考課状」でも六等から八等までは同一等級同一月給制とはなっていないことから、「公文書館本」の加筆は、修正ではなく実体を記載しているのかも知れない。

表3（本稿末尾掲載）は、株主総会での業務報告である「半季実際考課状」に掲載されている行員等級表を記載のある第一五回（八七年上半季）までまとめたものである。一等は頭取、二等副頭取と取締役、三等本店支配人、四等は本店副支配人と神戸やロンドンの支店支配人で、ここまでは幹部というか管理職クラスで、五等から一二等までが手代、一三等から一五等までは手代見習という区分になっている。五等は、本店の課長クラスや在外出張所主任のポストである。六等から八等までは中堅層に相当し、「公文書館本」では「平役」という名称で呼ばれていた。

月給額については、頭取を頂点に等級が下がるにつれて逓減する構成である。一八八三（明治一六）年上半季の以降、一等から八等までの月給が減額されている。その理由は、同年三月に顕在化した正金銀行の巨額欠損の対策であったが[19]、九等以下は月給削減は行われていない。九等以下は該当する行員がいない年もあり、八四年からは事実上一四等と一五等の等級は廃止され、手代見習は一三等に一本化されている。

なお、手代という名称は、江戸時代の商家の番頭と丁稚の間に位置する傭人と同じであり、明治維新以降もその名称は存続し、一八九九（明治三二）年施行の商法にも「使用人」の意味で「手代」の表現が用いられている。七六年創業の三井銀行でも「手代」の名称が用いられており、九六年に名称を「使用人」に改めている。正金銀行で手代の名称がなくなるのは、一九〇六（明治三九）年三月一四日開催の取締役会で「内規ニアル手代ノ外ニ書記ノ名称ヲ使用スル事」「現在手代ト雖モ必要ノ場合ニハ書記ノ名称ニ改ムル事」「新規雇入ノ者ニハ書記ノ名称ニ改ムル事」を決定し[20]、しばらく手代と書記の名称が併存していたが、同年八月一四日に「手代ノ名称ヲ廃シ凡ヘテ書記ノ名称

表4　横浜正金銀行行員数の変遷（1880年～1891年）

	年	季	頭取	副頭取	取締役	手代	手代見習・雇	総計	本店	支店	出張所
1	1880年	上	1	1	6	32	1	41	1	1	1
2	(明治13)	下	1	1	6	38	0	46	1	1	2
3	1881年	上	1	0	6	41	2	50	1	1	3
4		下	1	0	6	38	2	47	1	1	4
5	1882年	上	1	1	5	41	0	48	1	1	4
6		下	1	1	7	40	0	49	1	1	4
7	1883年	上	1	0	5	36	4	46	1	1	3
8		下	1	0	5	33	8	47	1	1	3
9	1884年	上	1	0	5	34	10	50	1	1	3
10		下	1	0	5	41	12	59	1	2	2
11	1885年	上	1	0	5	43	9	58	1	2	3
12		下	1	0	3	41	12	57	1	2	3
13	1886年	上	1	0	4	43	12	60	1	2	3
14		下	1	0	4	41	12	58	1	2	3
15	1887年	上	1	0	4	45	10	60	1	2	3
16	(明治20)	下	1	0	4	48	15	68	1	2	3
17	1888年	上	1	0	4	50	14	69	1	2	3
18		下	1	0	4	47	14	66	1	2	3
19	1889年	上	1	0	4	46	14	65	1	2	3
20		下	1	0	4	45	19	69	1	2	3
21	1890年	上	1	0	7	47	15	70	1	2	3
22		下	1	0	7	49	17	74	1	2	3
23	1891年	上	1	0	6	46	22	75	1	2	3
24		下	1	0	5	46	26	78	1	2	3

ニ改メ」[21]て書記制度に一本化してからである。

（二）行員数の変遷

次に表4により行員数の変遷を見てみる。八〇年六月までの行員数は、取締役以上が八名、手代が三二名、手代見習一名の四一名である。八〇年下季から四〇人台後半の人数で推移し、八四年下季に一気に五九人へと増加し、その後は六〇人台から七〇人台へと漸増し、九一年下季には七八名を数えた。表には記載しなかったが、九四年上半季には百名、九七年上半季には一四八名へ増加、以降毎半季ごとに二〇名程度の増加を見ている。行員増加の背景には海外出張所の増設、外国為替業務の増加などがあり、正金銀行の業務拡張の様子を行員数からも見て取れるであろう。

営業開始後最初に開催した九月五日の株主臨時総会にて報告された第一回半季実際考課状には、「開業以来漸々手代三十一名ヲ傭入レ出納貸付為換庶務ノ四課ヲ担当セシム」とあるが、表4でみるように手代は三二名であるので一名の差を生じている。おそらく「三十一名ヲ雇入レ」とあるのは「三十二名」の誤りと考えられる。

二　創立期の横浜正金銀行員

（1）創立期の行員一覧

正金銀行の重役（正副頭取、取締役、監査役）の氏名及び在職期間については『横浜正金銀行全史』などで容易に調べることができるが、一般行員の氏名や在職期間について調査する手だてはこれまでほとん

表5　開業当時の横浜正金銀行員名簿

No.	氏名	入行				退職				在職期間		備考	慶応出身	交詢社員
		元号	年	月	日	元号	年	月	日	年	月			
1	木村利右衛門	明治	12	12	21	大正	8	4		39	5	取締役		
2	西脇悌二郎	明治	12	12	21	明治	15	1	8	2	2	取締役	○	
3	堀越角次郎	明治	12	12	21	明治	16	3	22	3	4	取締役		
4	小野光景	明治	12	12	21	明治	16	3	22	3	4	取締役		○
5	中村惣兵衛	明治	12	12	21	明治	16	3	22	3	4	取締役		
6	水野忠精	明治	12	12	21	明治	15	1	8	2	2	取締役		
7	中村道太	明治	12	12	21	明治	15	7	10	2	8	取締役		○
8	小泉　信吉	明治	12	12	21	明治	16	3	22	3	4	取締役	○	○
1	谷井　保	明治	12	12	16	明治	15	7	19	2	8		○	○
2	草郷　清四郎	明治	12	12	23	明治	24	3	30	11	4		○	○
3	日原　昌造	明治	12	12	24	明治	24	7	20	11	8		△	○
4	藤井　清	明治	12	12	25	明治	14	3		1	3		△	○
5	伊藤　詮一郎	明治	12	12	25	明治	24	3	30	11	4		○	○
6	松尾　吉士	明治	13	1	1	大正	8	3	10	39	2	重役当選	○	○
7	桜井　恒次郎	明治	13	1	4	明治	16	3		3	3	重役当選	○	○
8	松口　栄造	明治	13	1	15	明治	26	8	2	13	8		△	
9	佐藤　儀兵衛	明治	13	1	17	明治	28	11	16	15	11			
10	角　堅吉	明治	13	1	18	明治	24	3	30	11	3		○	
11	多賀　謙	明治	13	1	19	明治	18	10	21	5	10			
12	池田　浩平	明治	13	1	19	明治	24	3	30	11	3			○
13	渡辺　勘助	明治	13	1	19	明治	24	4	28	11	4			
14	鈴木　八百蔵	明治	13	1	20	明治	13	8	10		7			
15	繆　屏山	明治	13	1	20	明治	32	8	14	19	8	雇員		
16	桜井　敬太郎	明治	13	1	29	明治	13	—	—		—			
17	吉田　静次郎	明治	13	2	3	明治	15	6	19	2	5			
18	島田　種二郎	明治	13	2	20	明治	16	7	4	3	6			○
19	松居　十三郎	明治	13	2	20	明治	40	8	13	27	7		○	
20	大坪　文次郎	明治	13	2	24	明治	25	5	15	12	4		○	○
21	長塩　鐘太郎	明治	13	2	27	明治	14	10	10	1	8			
22	金沢　求	明治	13	2	29	明治	13	—	—		—			
23	小川　駒橘	明治	13	3	1	明治	34	1	7	20	11		○	
24	鈴木　昇	明治	13	3	3	明治	16	2	14	3				○
25	松尾　安蔵	明治	13	3	7	明治	16	6	16	3	4			
26	池田　清	明治	13	3	8	明治	40	8	14	27	6			
27	后藤　基建	明治	13	3	11	明治	14	8		1	6			
28	増田　良知	明治	13	3	12	明治	15	11	1	2	9			○
29	首藤　諒	明治	13	3	21	明治	13	7	30		5			
30	安達　何四郎	明治	13	3	26	明治	16	8	8	3	6			○
31	辻　金五郎	明治	13	4	10	明治	16	12	31	3	9			
32	深澤　勝興	明治	13	5	21	明治	15	8	10	2	3	重役当選		
33	平尾　東三	明治	13	6	16	明治	24	3	30	10	10			○
34	小曽根　瑛	明治	13	7	17	明治	13	11	15		4			
35	平瀬　保兵衛	明治	13	7	17	明治	15	3	13	1	9			
36	杉山　藤三郎	明治	13	7	17	明治	32	4	13	18	10			
37	山川　勇木	明治	13	7	17	明治	36	9	10	23	3	重役当選		
38	中井　芳楠	明治	13	10	1	明治	32	3	10	19	6	重役当選	○	○
39	本田　晋	明治	13	11	15	明治	21	12	31	8	2			○
40	豊間根　繁吉	明治	13	12	3	大正	11	8	17	41	9			
41	福王　俊禎	明治	13	12	25	明治	16	6	16	2	7			

註記：備考欄の「重役当選」は取締役就任にともなう辞職の意味である。
出典：正友会所蔵資料、『交詢雑誌』、『慶應義塾入社帳』。

どなかった。このたび正友会のご高配により、行員退職者に関する記録類を調査することができ、これにより行員の入退行の年月日をほぼ把握することができた。これを営業初年である八〇年末までに限定して、行員の入行順に並べたものが表5である。前述の通り七九年暮の株主集会で取締役が選出されると開業にむけた準備が本格化し、正式に行員の採用がはじまる。集会以前に谷井保が入行しているのを異例[23]としても、集会以降八〇年二月二八日の営業開始までに二一名の行員（内一名は雇）が採用されている。二一名が中村頭取、小泉副頭取や取締役らとともに銀行開業の準備事務に従事したのである。さらに営業開始から一二月末日までに入行した者は二〇名で、取締役八名を加えた四九名が創立期の行員とみることができる。しかし八〇年中に一名が死亡し、四名が退職しているので、合計四四名（取締役八名、手代雇三六名）となるが、表4の四六名とは二名の差を生じている。一月二九日と二月二九日に入行した桜井と金沢の両名の退行月日が不明になっていることから、この二人はほとんど勤務の実態がなく、二人を除いた四四名とみることもできよう。

さて、行員たちはどのように入行したのだろうか。全員の前職や学歴などを把握できないが、表5のとおり四一名のうち一三名が慶応義塾出身者か、正金銀行設立以前に福沢諭吉との関係を有する人物である。営業開始以前に入行した谷井、草郷、伊藤、松尾、桜井、松居、大坪の七名は慶応義塾の出身者で、日原と藤井は慶応義塾出身ではないが福沢門下と称されるほどに福沢との関係が深く、松口も福沢の書籍を出版するなど知己の人物である。彼らは福沢と正金銀行設立準備事務局長ともいえる小泉信吉をとおして入行することになったものと推測する。しかし、福沢人脈と見るだけでなく、彼らには銀行業務を担えるだけの実務的な経験や知識、あるいは語学能力を備えていたことも大切な点である。当時銀行簿記や英学を習得するための教育機関として慶応義塾が果たした役割の一端が、正金銀行に集結したといえるだろう。藤井は銀行簿記の教授を務めた経歴があり、大坪もまた銀行簿記の書籍を出版しており、安達は東京の商法講習所で簿記、英語、西洋地理、経済書などを修業し、中退して三井物産会社会計簿記方に就職している。また、銀行勤務の経験者も招聘されており、中井は和歌山国立第四三銀行の副支配人を辞めて正金銀行に入行した。このように銀行創立時の即戦力となる人材を求めた際に、おのずと福沢人脈につらなる者が採用されたのであろう。なお、八一年二月現在でまとめられた交詢社の「交詢社員姓名録」[24]には正金銀行員一九名が記載されており、交詢社との関りの深さをうかがわせる。

その他の行員については不明な点が多いが、政府の官員を辞めて正金銀行に入行した例もある。深澤勝興は明治初年に官員となり、大蔵省時代はロンドン駐在員、外務省に転じては在米公使館に勤務するなど海外経験のある人物であり、本多晋は正金銀行を監督する大蔵省国債局に勤務していた。本多以外にも正金銀行管理官の戸次兵吉（八一年一二月）と森脇簡（八二年二月）が大蔵省を退職し正金銀行員となっている。[25]

（二）主な行員の略歴

最後に八〇年一二月までに正金銀行に入行した人物で経歴の判明したのは次の通りである。不明な点も多いので、ご教示をいただければ幸いである。

谷井保[26]（一八五二・嘉永五年生～一九四一年歿）和歌山出身。七三（明治六）年県立英語学校卒業、翌七四年慶応義塾入学。卒業後郷里自修学校の教頭を務め、七八年再度上京し慶応義塾にて教鞭を執る。七九年一二月正金銀行入行、八一年三菱会社に招聘され、日本郵船会社に転じ、小樽、ボンベイ、神戸の各支店長を歴任。交詢社員。

草郷清四郎[27]（一八四七・弘化三年生～一九二四年歿）和歌山出身。六六年上京し「開成学校」で仏語を学び、十一月小泉信吉、小川駒橘ら和歌山藩の者と共に慶応義塾入学、一時帰国するが七一年再入塾。七四年「大学東校総監事」となる。七九年一二月正金銀行入行、九一年三月依願退職。九三年筑豊鉄道会社に招聘され、以後小田原電気鉄道会社長、明治生命保険会社監査役、九州鉄道会社取締役などを歴任。交詢社員。

日原昌造[28]（一八五三・嘉永六年生～一九〇四年歿）長州藩士の家に生まれ、新潟英語学校で学ぶ。大阪開成所で小泉信吉に師事し、七二年小泉に伴い上京し、福沢に認められ慶応義塾教師となる。その後愛知県の師範学校、静岡県師範学校の派遣教師として赴任。七九年一二月正金銀行に入行し、翌年一月小泉とともにロンドンに赴き、出張所開設準備を担当、八二年四月支店開設により支配人心得となり、八五年秋帰国。八七年サンフランシスコ出張所主任として渡米、九一年三月紐育出張所主任となるが、翌五月帰朝を命じられ七月二〇日付で退職。その後故郷にて療養する。『時事新報』へはロンドン時代から数多く寄稿している。交詢社員。

藤井清[29]（一八四八・嘉永元年生～一八九一年歿）山口県出身。七二年山口県出仕。翌年大阪造兵寮でブラガより銀行簿記を習う。七四年文部省会計課雇。翌年故郷で防長協同会社に勤務。七七年秋には福沢の薦めで神戸商法学校（神戸商業講習所）にて簿記を教授。七八年一一月に『略式帳合法附録』『和欧帳面くらべ』を著述出版した。七九年一二月正金銀行入行、八二年同伸会社支配人となるが八五年に山口に戻る。八八年三月内外用達会社広島支店支配人となる。交詢社員。

伊藤詮一郎[30]（生歿年不詳）長崎県出身。七二年慶応義塾入塾（二〇歳）。七八年頃慶応義塾で簿記を講義。翌年十二月正金銀行入行、八一年六月上海出張、九一年三月依願退職。交詢社員。

松尾（旧姓伊藤）吉士[31]（一八六〇・万延元年生～一九一八年歿）長崎県出身。伊藤詮一郎の親族か。七六年八月慶応義塾入塾（一六歳）。七九年一二月正金銀行創立事務所嘱託、八〇年二月二八日庶務課詰、一九〇〇年一月ボンベイ支店支配人、〇六年四月大阪支店支配人、同年七月東京支店支配人、一八（大正七）年一二月検査課長、翌年三月監査役、二一年三月常勤監査役、三〇年一一月死去。交詢社員。

桜井恒次郎[32]（生年不詳～一八九五年歿）大分中津出身。一八六六

（慶応二）年二月入塾、正金銀行創立発起人。八〇（明治一三）年一月入行、副支配人、八二年七月本店支配人、八三年三月取締役兼本店支配人、四月神戸支店支配人兼務、八四年二月本店副支配人兼務、九〇年三月取締役辞任。交詢社員。

松口栄造[33]（生歿年不詳）鳥取県出身か。一八七八（明治一一）年から翌年にかけ『福沢文集』を発行。八〇年一月入行、九三年八月退職。

角堅吉[34]（生歿年不詳）一八七一（明治四）年一〇月慶応入塾の角堅吉郎（中津藩出身）と同一人物か。明治二〇年の「慶応義塾維持金収入表」には角は三〇円を即金で払い込んでいる。

松居十三郎[35]（生歿年不詳）滋賀県彦根出身。一八七一（明治四）年六月慶応義塾入塾。八〇年二月正金銀行入行、九七年一一月抵当課長心得、一九〇七年八月休職満了退職。横浜開港五〇年の際には井伊侯銅像建設発起人となる。

大坪文次郎[36]（一八六〇・万延元年～一八九二年）大分県中津出身。一八七八年神戸商業講習所入学、七九年に同商業講習所での講義をまとめた『銀行実地営業取引書』を発行、八〇年二月正金銀行入行、八八年『簿記活法稽古帳』を出版、九一年七月より原六郎取締役とともに米国経由にて英仏の正金支店の検査をおこなう。九二年五月病死。

首藤諒[37]（一八五二・嘉永五年生～歿年不詳）東京出身。一八八〇（明治一三）年三月入行、同年七月退職。九一年五月日本銀行入行、営業局第三課筆頭書記、一九〇一年二月日本銀行理事就任。

安達何四郎[38]（生歿年不詳）一八七七（明治一〇）年頃東京商法講習所を中退し、三井物産会社簿記方に就職。八〇年三月正金銀行入行、同年八月ニューヨーク出張員として渡米、八二年一〇月帰国、八三年八月依願退職。交詢社員。

辻金五郎[39]（生歿年不詳）一八八〇（明治一三）年四月正金銀行入行、副支配人を務めるが、八三年一二月依願退職。

深澤勝興[40]（生年不詳～一八八三年歿）長崎県出身、一八六九（明治二）年八月三日弾正少巡察から大巡察へ昇格、七二年一月二五日大蔵省七等出仕ロンドン勤務、七四年二月外務省二等書記生に転任し在米国公使館勤務、七五年六月依願免本官、七九年三月内務省警視局御用掛准奏任に任じられ東京集治監事務従事、八〇年二月依願退職、同年五月正金銀行に入行し神戸支店支配人、八二年八月取締役兼神戸支店支配人、八三年二月在職中死去。

平尾東三[41]（生歿年不詳）愛知県出身。一八七四（明治七）年二月内史本課写字生、七八年に大井憲太郎訳『仏蘭西州法州長篇・州会篇・参事院篇』（七六年文部省刊行）を翻刻出版。八〇年六月正金銀行入行、九一年三月退職。交詢社員。

山川勇木[42]（一八五五・安政二年～一九二五年歿）石川県出身、一八七四（明治七）年大蔵省銀行学局に官費生として入学、七六年卒業し、大蔵省十二等属、七八年頃第一三国立銀行入行、岩崎小二郎銀行局長と銀行学局学友の戸次兵吉の斡旋により八〇年七月正金銀行入行、八三年二月～五月神戸支店支配人心得、八四年二月神戸支店支配人心得、八七年四月ロンドン支店支配人心得、九一

年三月本店副支配人、九九年二月神戸支店支配人、一九〇三年九月取締役、一三年九月～二二年九月副頭取。

中井芳楠[43]（一八五三・嘉永六年生～一九〇三年歿）和歌山出身。一八六五（慶応元）年より七二（明治五）年二月まで和歌山藩、和歌山県、大阪兵学寮にて兵役に従事、七二年三月慶応義塾入塾、七五年七月卒業、同年八月大阪慶応義塾にて英学数学を教授、七六年六月慶応義塾教員となるが八月辞職、同月和歌山自修学校校長、七七年九月慶応義塾教員、七八年九月和歌山第四十三国立銀行副支配人、七九年一〇月辞職、八〇年一〇月正金銀行入行、九〇年六月ロンドン支店支配人、九九年三月取締役兼ロンドン支店支配人。交詢社員。

本多晋[44]（生歿年不詳）静岡県出身、八〇年一一月正金銀行入行、八八年一二月退職。入行以前は大蔵省国債局五等属。

おわりに

どの組織でもいえることであろうが創立当初の組織体制は最初から安定した状態にあるわけでなく、実際に活動を開始してみて組織体制を変更していくことは当然のことであろう。正金銀行の職制についてもめまぐるしく変更されていったことを本稿で指摘することができた。また、創立当初の行員の氏名についても全容を明らかにすることができた。しかしながら行員の経歴などについてはまだまだ不十分な点が多く、今後も引き続き調査していくことが重要である。

正金銀行は資本金の三分の一が政府出資であり、正金銀行条例に規定された特殊銀行であるため、大蔵省や日本銀行の関与が深く、頭取取締役の人選も政府内の路線対立が反映されることもあった。銀行内部でも明治二三年の銀貨暴騰への対策をめぐり行内が二派に分裂する事態ともなり、翌年には配当の減配問題をめぐり元頭取中村道太ら一部株主と連携する行員が現れた。二四年三月三〇日、第五代頭取園田孝吉はこれら行員の刷新をはかり、五名の古参行員を退職させ、その代わりに日本銀行から小泉信吉ら行員四名を割愛して正金銀行に勤務をさせた。[45]いわゆる「明治二四年正金銀行改革」である。開業当初から勤務していた草郷、伊藤、角、池田、平尾の五名を含む六名は慰労金は支払われたものの事実上の解雇であった。また、在米勤務中の日原も三月三一日付でニューヨーク出張所主任を命じられたが、病気を理由に帰国しすぐさま退職している。彼らの多くは福沢人脈であり、この意味では明治二四年正金銀行改革は創立期に多く入行した福沢系行員を排除し、正金銀行内が大隈重信系から松方正義系へと転換することになった事件であるが、この点は次の課題としたい。

註

（1）『原六郎翁伝』は全三巻で、原の養嗣子原邦蔵が一九三七（昭和一二）年一二月に発行した。

（2）横浜正金銀行頭取の伝記としては、原の他に『暁の鼓手―中村道太の生涯』（一九六二年）、『園田孝吉伝』（一九二六年）、『相馬永胤伝』（一九八二年）、『高橋是清自伝』（一九二九年）、『子爵三島弥太郎伝』（一九三〇年）、『井上準之助伝』（一九三九年）などがあるが、一般行員については川島瑞枝『我が祖父川島忠之助』や永井荷風、小島烏水らを除けば人物列伝や財界人名録

などに簡単な記載があるだけである。

(3)『横浜正金銀行史』は、開業から一九二〇年まで、一九二〇年から一九二三年まで、一九二九年から一九三六年までの三種が存在しており、『横浜正金銀行沿革史』正続二冊は一九一六年頃に印刷されたもので、いずれも部内用とされていた。最初の『横浜正金銀行史』は一九七六年に阪本経済研究所と西田書店からそれぞれ復刻され、後二種の『横浜正金銀行史』と『横浜正金銀行沿革史』は二〇〇五年に「近代日本金融史文献資料集成」として日本図書センターから復刻されている。『横浜正金銀行全史』は全六巻で、正金銀行の営業を引き継いだ東京銀行により一九八四年から刊行された。『明治財政史』第一三巻（明治財政史発行所、一九二七年）と『明治大正財政史』第一五巻（財政経済学会、一九三八年）にも大蔵省所蔵資料を基礎に横浜正金銀行の資料が収録されている。

(4)横浜正金銀行の経営資料の一部は、横浜市史編纂室へ寄贈され、現在横浜市史資料室にて保存されている。

(5)マイクロフィルムは全七期八六七リール。本稿ではこのマイクロフィルムに収録された資料を引用しているが、その際「マイクロ正金資料」と略す。

(6)展示内容については特別展図録（神奈川県立歴史博物館、二〇〇四年）を参照。

(7)平成二〇年度～平成二三年度基盤研究C課題番号２０５２０６０６「川島忠之助資料から見た明治期の横浜正金銀行」。

(8)『横浜正金銀行史附録』甲巻之一（阪本経済研究所）。

(9)「自明治十三年至大正十二年取締役会決議録、重要事項報告録抜粋」第一輯（マイクロ正金資料）

(10)「国立銀行條例」と「国立銀行成規」については前掲『明治財政史』第一三巻を参照。

(11)前掲『横浜正金銀行史』。

(12)前掲『横浜正金銀行全史』第二巻、三二頁の註記。なお、東京大学経済学部資料室所蔵の横浜正金銀行資料の中には申合規則はみあたらない。

(13)神奈川県立公文書館所蔵「横浜正金銀行申合規則」の形状は、柿渋塗りの表紙が表裏に付けられ四つ目綴じされている。題箋はなく表紙左下に「横浜正金銀行申合規則」と墨書されており、県立図書館の郷土資料である旨のラベルが貼られている。巻末に押された仕切印からは県立図書館で一九六〇年一月一八日に受入れしたことがわかる。

翻刻に際して、抹消箇所は該当文字に抹消線を重ね、加筆訂正文字は〔　〕内に記載した。表中の加筆箇所には〔　〕とせずにゴシック体にした。

横浜正金銀行申合規則

役員等級及権限責任

第一條

当銀行役員ノ等級ハ之ヲ十五等ニ分チ五等以上ヲ重役ト称シ六等以下十五等マテヲ都テ平役ト称スヘシ

其役名等級左ノ如シ

等級	名役	
等一	取頭	
等二	取頭副	取締役
等三	人配支	
等四	人配支副	
等五	長課	
等六	役平	
等七	役平	
等八	役平	
等九	代手	
等十	代手	
等一十	代手	
等二十	代手	
等三十	習見代手	
等四十	習見代手	
等五十	習見代手	

第二條

頭取ハ当銀行定款第三十條ニ準拠シテ銀行営業ノ全局ヲ総管シ一切ノ事務ヲ処分スルノ責ニ任ス

第三條

副頭取ハ職掌頭取ニ亜ク常ニ頭取ヲ補ケ銀行一般ノ事務ヲ管理スルノ責ニ任ス頭取ノ欠席スルトキハ其事務ヲ代理スベシ

第四條

取締役ハ当銀行定款第三十條并ニ第三十一條ニ準拠シ銀行営業ノ全体ニ注意シ其事ヲ頭取副頭取ニ謀ルノ権アリトス

第五條

検査掛ハ当銀行定款第四十四條ニ準拠シ少クトモ毎月二回以上金銀有高諸証書抵当物品所有物等帳簿ニ突合セ検査ヲ遂クベシ

第六條

支配人ハ頭取取締役ノ指揮ヲ受ケ各課ノ庶務ヲ総管シ常ニ得意先ノ盛衰ヲ視察シ営業ノ全局ヲ整理スルニ於テハ頭取取締役ニ対シ担保ノ責ニ任ス

第七條

副支配人ハ職掌支配人ニ亜ク支配人ノ欠席スルトキハ其事務ヲ代理シ又支店支配人若クハ出張所ノ長ニ任スルコトアルヘシ

第八條

課長ハ各課ノ規程ニ準拠シ分掌ノ事務ヲ専管シ其課内ヲ調理スルニ於テ頭取支配人ニ対シテ担保ノ責ニ任ス

第九條

平役ハ課長ノ指揮ヲ受ケ分掌ノ事務ヲ取扱ヒ其之ヲ為スルニ於テハ課長ニ対シテ担保ノ責ニ任ス

事務分課

第十條

本行ノ事務ヲ分ツテ左ノ六課トス

計算課

出納課

為換課

貸附課

記録課

庶務課

第十一條

計算課ハ銀行一切ノ諸計算ヲ管掌シ各課ニ配置シタル帳簿ノ差引突合セヲ為シ毎日事務ノ終リニ於テ総勘定日表並ニ其他ノ諸表ヲ製スル等ノ事ヲ負担ス

第十二條

出納課ハ銀行一切ノ金銀紙幣ノ出納ヲ管掌シ一定セシ手続ニ従ヒ収納仕払金銀有高ノ諸帳ヲ整理シ金庫ヲ管守シ毎日事務ノ終リニ於テ有金日表ヲ製シ且金庫ノ鍵ヲ預ル等ノ責ニ任ス

第十三條

為換課ハ内外国諸為換ノ事務ヲ負担シ各地方為換等金融ノ景況ヲ視察シ時々支配人ニ具申シ其帳簿ヲ整理スルノ責ニ任ス

第十四條

貸付課ハ銀行一切ノ諸預リ金貸付当座預リ金貸越ノ諸件ヲ管掌シ貸金証書諸抵当物品ヲ監守シ常ニ取引上ノ景況ニ付テ得意先ノ盛衰ヲ視察シ之ヲ支配人ヘ具申シ其帳簿ヲ整理スル等ノ責ニ任ス

第十四〔五〕條

記録課ハ諸願伺行名ヲ以テ往復スル書翰会議要件録日誌等一切ノ文書及公債証書株式券状ノ諸務ヲ管掌シ其帳簿ヲ整理スルノ責ニ任ス

第十五〔六〕條

庶務課ハ役員月給旅費筆墨紙営繕雑費ノ諸払ヲ管理シ経費ノ定式臨時ヲ区別シ其帳簿ヲ整理スルノ責ニ任ス

役員心得

第十六〔七〕條

当行ノ役員ハ一定セル諸規則ハ勿論頭取ヨリ時々指令スル所ノ旨趣ヲ確守シ精細深切ニ分掌ノ事務ヲ取扱フヘシ且ツ其執務ノ余閑ニ於テ銀行有益ノ書類ヲ点検シ又本行実際ノ得失ヲ参考シ常ニ其注意ヲ怠ラサルヘシ

第十七〔八〕條

各課役員ハ專意ニ其分掌ヲ担当シ仮令事務繁劇ナリト雖トモ重役ノ指図アルニ非サレハ決シテ甲課ヨリ乙課ノ事務ヲ助クル等ノコト有ルベカラス

第十八〔九〕條

当行ノ事務ヲ取扱フニ於テハ必ス一定ノ手続ニ従ヒ其順序ヲ乱スベカラザルハ勿論ナレトモ其処務ノ間主トシテ便利快活ヲ旨トシ常ニ得意先ヲシテ煩労ノ心ヲ起サシメサル様注意スヘシ

第十九〔二十〕條

金銀出納諸手形発行等ニ付テハ総テ頭取支配人中ノ検印ヲ受クヘシ

第二十一条

各課ノ権内ニ於テ処分シ得ル事件ノ外事情ニ由リテ斟酌ヲ要シ又ハ例規ニ拠リ難キ事柄ハ総テ頭取支配人ニ稟議シ其指揮ヲ受クベシ

第二十二條

当行ノ諸帳簿ノ記入方ハ総テ大蔵省ニ於テ定メラレタル様式ニ照準スヘク若シ営業ノ都合ニ由リ補助簿等ノ増加ヲ要スルトキハ計算方ニ於テ先ツ其様式ヲ草シ頭取支配人ノ承諾ヲ経タル後チ之ヲ用ユルヲ得ベシ

第二十三條

諸役員等其権内ニ於テ正シク執行シタル事件ヨリ生シタル本行ノ義務ハ之ヲ自身ニ担当スルニ及ハス然レトモ規則ニ背キ権外ノ事ヲ興シ之レカ為メニ本行ヘ負シメタル損失ハ役員自カラ其弁償ノ責ヲ免レザルモノトス

第二十三〔四〕條

諸役員毎朝出勤ノ節ハ必ス出勤帳ニ押印スヘシ若病気等ニテ出勤シ難キ節ハ定式出勤期限前マテ同課ノ者ヘ通知シ同課ノ者ヨリ頭取支配人ノ内ヘ申出テ其旨ヲ出勤帳ヘ記載スベシ

但営業時間中私用ニテ他出スルトキハ平役ハ其課長ニ諸課長ハ頭取支配人ヘ其旨ヲ申シ出ツベシ

株主心得

第二十四〔五〕條

当行ノ株主園生株式券状ヲ売買譲与セントスルトキハ其趣ヲ書面ニ認メ株券状ニ添テ銀行ヘ差出スヘシ銀行ニ於テハ定款第六條ニ照シ其手続ヲ遂ケ而シテ其株券ハ之ヲ新株主ニ渡スベシ但シ手数料トシテ券状一箇ニ付金弐拾銭宛ヲ当行ヘ払フヘシ

第弐十五〔六〕條

株主若シ過テ其株式券状ヲ汚染敗裂セシ等ノコトアルトキハ其旨ヲ書面ニ認メ券状ヲ持参シ之カ書替ヲ請求スヘシ若又之ヲ焼亡シ又ハ紛失シタルトキハ其事実ヲ書面ニ認メ弐人以上ノ保証人ヲ立テ更ニ新券状ヲ請求スヘシ尤其紛失ニ係ル者ハ当行ニ於テ之ヲ世上ニ広告シ満三ヶ月ヲ経ルモ尚ホ其所在ヲ得サルニ於テハ新券状ヲ渡スベシ但券状一枚ニ付金弐拾五銭ツヽノ手数料ヲ当行ヘ払フヘシ又紛失ニ由リ広告ヲ要スルトキハ其広告料ヲモ払フヘシ

第二十六〔七〕條

雑則

当行ノ取締役ハ三拾株以上ヲ所持スル株主中ヨリ之ヲ撰挙スヘシ

第二十七〔八〕條

当行ノ支配人副支配人ハ取締役ノ協議ヲ以テ三拾株以上ヲ所持スル株主中ヨリ撰挙スベシ

但抜群業務ニ老練ナル者ハ株主外ト雖トモ之ヲ撰挙スルコトアルベシ〔此ノ限ニアラス〕

第二十八〔九〕條

重役ヲ除クノ外諸役員ヲ傭入ルヽトキハ確実ナル保証人二名以上ノ連印シタル身元引受状ヲ出サシムヘシ

但臨時傭入ノ者ハ保証人一名タルヘシ

第二十九〔三十〕条

頭取取締役ハ臨時ニ各課ノ諸帳簿諸証書類抵当品等ヲ検査シ其担保人ニ対シテ質問ヲ為スコトアルヘシ

第三十一條

金庫ノ鎖鑰ハ出納課長之ヲ保管スヘシ

第三十二條

当銀行ヨリ貸附クル所ノ金額ハ一口又ハ一人ニ付資本金総額ノ二十分一即チ拾五万円ヲ以テ極度トナスベシ

第三十三條

近火其他非常ノ事アレハ本行諸役員ハ速ニ駈付各自担保ノ諸帳簿類又ハ保管ノ物品等夫々保護ノ処置ヲナスベシ

第三十三條〔四〕條

諸役員ノ月給旅費其他常用臨時ノ入費ハ庶務課ニテ明細ナル調書ヲ作リ頭取支配人ノ検印ヲ受ケ出納方ヨリ之カ渡方ヲナスベシ但シ月給ハ毎月二十五日ヲ以テ渡日トナス

第三十四〔五〕條

本行諸役員ハ各管事務協議ノ為メ毎月両度午后四時ヨリ同六時マテ集会ヲ開クヘシ其日限ハ予メ頭取若クハ支配人ヨリ通知スヘシ

第三十五〔六〕條

総テ会議ニ於テ事ヲ決スルニハ列席人員半数以上ノ説ヲ以テ衆議ト定メ之ニ従フ可キモノトス尤時宜ニヨリ頭取之カ可否ノ裁決ヲ為スコトアルベシ

宿直心得

第三十六〔七〕條

宿直ハ各課役員五〔六〕等以下ノ者輪番ニ之ヲ勤ムヘシ毎夜当直ノ人員ハ左ノ如シ

五等以下　ニテ壱人之ヲ宿直長トス
七等以上
八等以下　ニテ壱人
十等以上
十一等以下　ニテ四人
十五等以上

六等以下
〔一五等以上ニテ二人〕
不寝番壱人

第三十七〔八〕條

営業時間後当行宛ニテ至急ノ書状到来ノ節ハ直ニ之ヲ頭取支配人若クハ記録掛ヘ送付スヘシ

第三十八〔九〕條

宿直長ハ午后十時ヲ限リ遍ク行内ヲ見廻リ後チ戸締ヲ為スベシ

役員月給旅費定則

第三十九〔四十〕條

本行ノ役員月給旅費ノ割合ハ左ノ如シ

等級	役名	月級	一日旅費	当日在滞	汽車片道
一等	頭取	百円	三円	壱円	六銭
二等	副頭取	九拾円	三円	壱円	六銭
	取締役	拾円			
三等	支配人	八拾円	三円	壱円	六銭
四等	副支配人	六拾円	弐円五拾銭	八拾銭	六銭
五等	課長	五拾円 デマ三十五円	弐円	七拾銭	六銭
六等	平役	三十五円 デマ二十五円	弐円	七拾銭	四銭
七等	平役	~~拾五拾~~二十五円 テマ二十円	弐円	七拾銭	四銭
八等	平役	二十円 テマ拾円	弐円	七拾銭	四銭
九等	手代	九円	壱円五拾銭	五拾銭	四銭
十等	手代	八円	壱円五拾銭	五拾銭	四銭
十一等	手代	七円	壱円五拾銭	五拾銭	四銭
十二等	手代	六円	壱円五拾銭	五拾銭	四銭
十三等	見習手代	五円	壱円弐拾銭	四拾銭	四銭
十四等	見習手代	四円	壱円弐拾銭	四拾銭	四銭
十五等	見習手代	三円	壱円弐拾銭	四拾銭	四銭
外等	小使番門	弐円五拾銭	壱円弐拾銭	四拾銭	四銭

第四十一條

総テ十二等以上ノ役員ハ賞与配当ヲ得ヘシ但シ其割賦方ハ頭取取締役ノ議定スル

所ニ拠ルヘシ

第四十二條

月給ハ月ノ大小ニ拘ハラス支給スヘシ尤新任退役転免等ノ者ハ総テ日割ヲ以テ計算スヘシ

第四十三條

旅費ハ一日十里詰メノ割合ヲ以テ計算シ端里数一里未満ハ之ヲ切捨テ壱里以上六里未満ハ半数六里以上ハ一日分ヲ給スベシ

第四十三條〔四〕

近傍旅行其日帰リノ分ニシテ往復四里未満ハ旅費ヲ給セサルヘシ四里以上六里未満ハ旅費半数ヲ給スヘシ

尤至急用ニテ乗車ヲ要スルトキハ其車賃ヲ合セ給スベシ又用向ノ都合ニ由リ止宿スルトキハ滞在日数全数ヲ給スベシ但シ往返六里以上ハ其止宿スルト否トニ拘ハラス滞在日当ヲ支給スベシ

第四十四〔五〕條

総テ私用ニテ旅行スルトキハ一切旅費ヲ支給セザルベシ

第四十五〔六〕條

月給前借ハ之ヲ厳禁スト雖トモ銀行ノ用向ニテ他所ヘ出張ノ者ハ旅行月数見積リ六ケ月以上ナラハ三ヶ月分ヲ出立前ニ貸渡シ出立後毎月ノ渡高ニテ之差引クベシ若シ一ヶ年以上ノ用向ナレハ其時ノ協議ニ従フベシ見積リ六ヶ月以内ノ旅行ハ前借ヲ為スベカラス総テ旅行ノ者ハ月給受取其他留守引受ノ者ヲ定メ之ヲ支配人ヘ届置クヘシ

第四十六〔七〕條

本人及ヒ父母ノ疾病等ニテ無拠不動ノ者ハ三十日間ハ定則ノ月給ヲ給シ右日数ヲ越レハ尚三十日間ヲ限リ月給ノ半高ヲ給シ其後ハ給スルコトナカルベシ

第四十七〔八〕條

臨時傭入ノ給料ハ頭取支配人ノ評議ヲ以テ取極メ支給スヘシ

第四十八〔九〕條

総テ五等以下ノ役員ハ毎用其用給高ノ十分ノ壱ヲ積金トシテ当行ニ預ケ置クベシ

当行ニ於テハ之ニ対シテ年十割ノ利子ヲ附スベシ

第四十九〔五十〕條

右ノ積金ハ各自不時ノ用度ニ備フルモノナレハ当行ニ勤務中ハ随意ニ取出スヲ得ス

但不得止事情アリテ其積金ヲ取出ス者ハ其趣ヲ精細ニ認メ頭取支配人ニ願出ヽシ

役員禁令

第五十一條

諸役員ハ得意先取引ノ模様ヲ漫ニ他言シ又ハ〔店前等ニ於テ〕其身代ノ優劣ヲ互ニ評話スルコト厳禁タルヘシ

第五十二条

頭取取締役其他ノ役員当銀行ヨリ借入金ヲ為サントスルトキハ頭取支配人貸付課長ノ間ニ於テ殊更ニ協議ヲ尽シ抵当品ノ確実ナルヤ否ヲ調査シ衆議同意ノ上ニ非サレハ貸付ヲナサス而シテ其金高ハ資本総額ノ二十分ノ一ヲ超過スヘカラス

第五十三條

支配人ハ当銀行ヨリ一切借入金ヲナスヲ許サス

第五十三條〔四〕條

当銀行ノ役員タル者ハ本行ヘ対シ他人ノ引受人又ハ保証人トナルヲ許サス

第五十四〔五〕條

当銀行ノ役員タル者ハ其役名ヲ以テ他人ヨリ借金ヲナスベカラス又他ニ対シテ他人ノ受人トナルヲ許サス

第五十五〔六〕條

支配人並ニ其他ノ役員偶然他方ノ引合先ニ於テ（官府会社商人ノ別ナク）本行既定ノ常務外ニ係ル新規ノ事業ニ付商議ヲ受ル場合ニ逢フモ其事業ハ仮令銀行ノ本業タリトモ一己ノ考案ヲ以テ其約定又ハ引受等ヲ為スコト決シテアルヘカラス

第五十六〔七〕條

諸役員ノ内品行正カラス非分ノ財ヲ散スル者アレハ仮令其財ノ由来スル所明白ナリト雖トモ他ヨリ嫌疑ヲ受ルコトアレハ本行ノ信用ニ関シ又他日必ス禍ヲ醸生スルノ恐アルモノナレハ忌憚ナク之カ処分ヲナスベシ

管理官トノ関渉

第五十七〔八〕條

当銀行ノ総株主及取締役又ハ諸役員集会シテ事ヲ議定スル場合ニ於テハ必ス管理官ノ参席ヲ請フヘシ

第五十八〔九〕條

当銀行ノ頭取取締役及ヒ支配人等ハ当銀行定款第四十九條第一項ノ規定ニ従ヒ重要ノ事件ハ勿論仮令普通ノ事件タリトモ左ニ掲クル條件ニ於テハ常ニ管理官ノ指揮又ハ可決ヲ得ルニ非ラサレハ決シテ施行スヘカラス

代理店又ハコルレスポンデンス等他店ト契約ノ件

官府ヘ対スル願伺届等ノ件

訴訟又ハ差縺レニ関シ答弁往復ノ件

壱万円以上ニ係ル当座貸越約定ノ件

壱万円以上ニ係ル貸付ノ件

金銀貨幣ト預ケ合ノ件

家屋並倉庫等ノ新築及位置変更ノ件

四等以上ニ使用スル人ヲ任傭スル事

一口五百円以上ニ係ル費用ノ件

第五十九〔六十〕條

管理官ニ於テ金銀並諸証書諸抵当品及諸帳簿ノ検査アル方ニテハ何時ニテモ之ニ応シテ其検閲ニ供シ且ツ質問等アルトキハ其主務者ニ於テ正確ニ之ヲ弁明スヘシ

第六十一條

当行ノ総勘定日表並有金日表ハ常ニ管理官ノ覧閲ニ供シ其検印ヲ乞フヘシ且臨時報告等ノ要求アルトキハ速ニ之ヲ調製シテ差出スヘシ

規則ノ改正

第六十二條

此申合規則ハ実際上猶不都合ノコトアレハ頭取取締役協議ノ上管理官ノ可決ヲ得テ之ヲ改正加除スヘシ

此申合規則ハ国立銀行成規第六十一條並当銀行定款第十二條ノ旨趣ニ基キ当銀行頭取取締役ノ協議ヲ以テ決定シ本行株主並諸役員ノ遵守スヘキモノ也

(14)「半季実際考課状」は『横浜正金銀行史資料』として第八〇回までは復刻されたが、いくつかの回や部分が欠落しているため、マイクロ正金資料第一期第三集に収録されているものを利用した。

(15)「第一回半季実際考課状」(前掲マイクロ正金資料)。

(16)「第三回半季実際考課状」の「本支店ノ部」(前掲マイクロ正金資料)。

(17)前掲『横浜正金銀行史附録』甲巻之一。

(18)前掲『横浜正金銀行史附録』甲巻之一。

(19)前掲『横浜正金銀行史』、『園田孝吉伝』。

(20)「自明治十三年至大正十二年取締役会決議録、重要事項報告録抜粋」第四輯(マイクロ正金資料)。

(21)「自明治十三年至大正十二年取締役会決議録、重要事項報告録抜粋」第二輯(マイクロ正金資料)。

(23)正友会所蔵資料。谷井以外にも松尾吉士が「正金銀行創立事務所嘱託」として株主集会以前に採用されていたようだが、正規採用としては正友会所蔵資料に従う。

(24)『交詢雑誌』第四十二号、一八八一年三月(国立国会図書館所蔵)。

(25)戸次兵吉は一八八〇年一一月の『大蔵省職員録』(アジア歴史資料センター)では銀行局五等属で横浜正金銀行管理官、森脇簡は、八二年一月の『大蔵省職員録』(同)では大蔵省国債局二等属で正金銀行管理掛兼務である。

(26)三田商業研究会編『慶応義塾出身名流列伝』(実業之世界社、一九〇九年)。

以降、行員の正金銀行入退行などの年月日はすべて正友会所蔵資料による。

(27) 前掲『慶応義塾出身名流列伝』。

(28) 前掲『慶応義塾出身名流列伝』。

(29) 慶応義塾編『福澤諭吉書簡集』第三巻「補注（ひと）」（岩波書店、二〇〇一年）。

(30) 慶応義塾編『慶應義塾入社帳』第一巻（慶應義塾、一九八六年）

(31) 前掲『慶應義塾入社帳』第二巻、『重役会備忘録昭和四年～昭和六年』（マイクロ正金資料）。

(32) 前掲『福沢諭吉書簡集』第三巻「補注（ひと）」、前掲「自明治十三年至大正十二年取締役会決議録、重要事項報告録抜粋」第二輯（マイクロ正金資料）。

(33) 正金銀行が諸官庁にあてて出願届出した記録である『諸願伺届書留』（マイクロ正金資料）の明治一三年から一五年にかけて、頭取の代理として松口の名前で申請した書類があるが、いずれも神奈川県の諸官衙に向けたものである。松口が発行した『福沢文集』序文に「余ハ多年先生ノ知ヲ辱フスル所ノ者ナリ」と福沢との関係を記している。

(34) 前掲『慶應義塾入社帳』第一巻。前掲『福沢諭吉書簡集』第九巻。

(35) 桑田忠吉編『横浜成功名誉録』（横浜商況新報社、一九一〇年）、前掲『慶應義塾入社帳』第一巻。

(36) 丸山信編著『福沢諭吉の門下書誌』（慶応通信、一九七〇年）、前掲『原六郎翁伝』。

(37) 「従七位勲四等首藤諒へ旭日小綬章加授ノ件」（『叙勲裁可書　明治四十四年叙勲巻一　内国人一』国立公文書館所蔵）。

(38) 「商法講習所ノ生徒卒業前退学就業之人員」（明治一一年七月十日、『明治九年十年商法講習所書類』東京都公文書館所蔵）。

(39) 前掲『諸願伺届書留』（マイクロ正金資料）の明治一六年の書類に、「副支配人辻金五郎」の名前で申請した書類があるが、いずれも横浜区長、横浜警察署あてのものである。

(40) 東京教育大学編『任解日録』（特定研究「日本近代化資料」一九七〇年）、「深沢大蔵省七等出仕ヲ二等書記生ニ任シ米国公使在勤為致度伺」（『公文録　明治七年二〇巻明治七年二月外務省伺一』第一六号文書、国立公文書館所蔵）、明治八年六月三〇日付吉田清成宛深澤勝興書簡（京都大学文学部日本史研究室編『吉田清成関係文書』第四巻第一六五号、思文閣出版、二〇〇八年）、「長崎県士族深沢勝興御用掛採用ノ件」（『公文録明治一二年四九巻明治一二年三月内務省伺一』第二一号文書、国立公文書館所蔵）、「深沢勝興御用掛差免并慰労金給与ノ件」（『公文録明治一三年二一九巻明治一三年二月内務省伺三』第五三号文書、国立公文書館所蔵）。

(41) 『公文録　明治七年二月各課局伺』（国立公文書館所蔵）、国立国会図書館近代デジタルライブラリー。

(42) 「故勲三等山川勇木位記追賜ノ件」（『叙位裁可書　大正十五年　叙位巻十二』国立公文書館所蔵）、「山川勇木氏略伝抄」（『岸資料　人事明治二四年～昭和七年』マイクロ正金資料）、前掲『横浜成功名誉鑑』。

(43) 前掲『福沢諭吉書簡集』第五巻「補注（ひと）」、「勲五等中井芳楠特旨ヲ以テ正六位宣下ノ件」（『明治三十六年叙位巻二』国立公文書館所蔵）。

(44) 前掲明治一三年一一月の『大蔵省職員録』（アジア歴史資料センター）。前掲『吉田清成関係文書』第二巻（一九九七年）所収の一八八一（明治一四）年三月一七日付吉田宛本多書簡には「弊生儀、客冬銀行へ従事仕候」とある。

(45) マイクロ正金資料の中に「岸資料」と呼ばれる編纂資料群があり、現在では散逸してしまった原史料も用いて編纂されたもので、その中に「人事　明治二四年～大正九年」というタイプ原稿のまとまりがある。その内の「明治二四年園田頭取ノ人事改革」と題した文書は、明治二四年三月三〇日の取締役会決議録を掲載しており、「五等手代草郷清四郎、伊藤詮一郎、平尾東三、六等手代池田浩平、七等手代角堅吉、十一等手代田中金彦ノ六名何レモ本人ノ請求ニ依リ解傭スル事」、「青木鉄太郎ヲ手代ニ傭入レ外国為換方申付ル事」「高橋正信ヲ手代ニ傭入レ出納方申付ル事」「清水良介ヲ手代ニ傭入レ内国為

換方申付ル事」と記載されている。後者の三名は日本銀行から移ってきた行員である。

追記

本稿は、平成二十年度～平成二十三年度科学研究費（基盤研究C）研究課題「川島忠之助資料から見た明治期の横浜正金銀行」による研究成果の一部である。また、本稿執筆にあたり資料の調査閲覧にご協力いただいた正友会、神奈川県立公文書館および横浜市史資料室、また川島忠之助資料の調査分析にご協力いただいた川島瑞枝氏と鈴木努氏に心より感謝申し上げます。

表3　横浜正金銀行員の等級の変遷（1880年～2997年）

	第1回				第2回				第3回				第4回				第5回				第6回			
	1880年（明治13）年2月～6月				1880年7月～12月				1881年1月～6月				1881年7月～12月				1882年1月～6月				1882年7月～12月			
等級	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	月給 円	職階	本店 人	支店 人	月給 円	職階	本店 人	支店 人	月給 円	職階	本店 人	支店 人	月給 円	職階	本店 人	支店 人
1等	100	頭取	1		100	頭取	1		100	頭取	1		100	頭取	1		100	頭取	1		100	頭取	1	
2等	90	副頭取	1		90	副頭取	1		10	取締役	6		10	取締役	6		90	副頭取	1		90	副頭取	1	
	10	取締役	5		10	取締役	5										10	取締役	5		10	取締役	7	
3等	80	本店支配人	1	1	80	本店支配人	1		80	本店支配人	1		80	本店支配人 （取締役兼務）	1		80	本店支配人 （副頭取兼任）			80	外国部支配人 （取締役兼任） 本店支配人	1	
4等	60	本店副支配人 神戸支店支配人	1	1	60	本店副支配人 神戸支店支配人	1	1	60	本店副支配人 神戸支店支配人	2	1	60	本店副支配人 神戸支店支配人	2	1	60	本店副支配人 神戸支店支配人	2	1	60	本店副支配人 神戸支店支配人 （取締役兼任）	1	
5等	50	課長 神戸出張員 （本店には大阪出張員1名を含む）	5		50	課長 神戸支店課長	5	1	50	手代	2	2	50	手代	1	1	50	手代	4		50	手代	3	
									35	手代	2		35	手代	3	1	35	手代	3	1	35	手代	4	
6等	30	手代	1		30	手代	2	1	30	手代	2	1	30	手代	2	1	30	手代	3	1	30	手代	3	1
									27	手代	1		27	手代	1		27	手代	1					
	25	手代	4		25	手代	5		25	手代	3		25	手代	3		25	手代	4		25	手代	5	
7等	20	手代	1		20	手代	1		20	手代	3		20	手代	2		20	手代	2	1	20	手代	2	1
									18	手代	1		18	手代	1		18	手代	1		18	手代	1	
									16	手代	1		16	手代	1		16	手代	1		16	手代	1	
	15	手代	3	1	15	手代	2	2	15	手代	3	2	15	手代	2	2	15	手代	2	1	15	手代	2	1
									13	手代	2		13	手代	2		13	手代	2		13	手代	2	
					12	手代	6		12	手代	3		12	手代	3		12	手代	3		12	手代	3	
									11	手代	2													
8等	12	手代	6		10	手代	5	1	10	手代	3	1	11	手代	2		11	手代	2		11	手代	2	
	10	手代	3										10	手代	2	1	10	手代	2	1	10	手代	2	2
9等	9	手代	1		9	手代	1		9	手代			9	手代			9	手代			9	手代		
10等	8	手代	4		8	手代	3		8	手代	2		8	手代	2		8	手代	1	1	8	手代	1	1
11等	7	手代			7	手代	1		7	手代	1		7	手代	1		7	手代		1	7	手代		1
12等	6	手代			6	手代			6	手代			6	手代			6	手代			6	手代		
13等	5	手代見習	1		5	手代見習			5	手代見習		1	5	手代見習		1	5	手代見習			5	手代見習		
14等	4	手代見習			4	手代見習			4	手代見習		1	4	手代見習		1	4	手代見習			4	手代見習		
15等	3	手代見習			3	手代見習			3	手代見習			3	手代見習			3	手代見習			3	手代見習		
等外																								
計			38	3			40	6			41	9			38	9			40	8			42	7
合計			41				46				50				47				48				49	

本店中に
紐育出張員　1名
龍動出張員　2名
を含む

本店中に
紐育出張員　1名
倫敦出張員　1名
上海出張員　1名
を含む

本店中に
紐育出張員6等手代　2名
倫敦出張員5等手代　1名
里昂出張員5等手代　1名
メルボルン出張員5等手代　1名
を含む

本店中に
紐育出張員6等手代　1名
倫敦出張員5等手代　1名
里昂出張員5等手代　1名
メルボルン出張員5等手代　1名
を含む

	第7回				第8回				第9回				第10回								第11回					
	1883年1月～6月				1883年7月～12月				1884年1月～6月				1884年7月～12月								1885年1月～6月					
等級	月給 円	職階	本店 人	支店 人	月給 円	職階	本店 人	支店 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	倫敦支店 人	紐育出張員 人	里昂出張員 人	麦普尼出張員 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	倫敦支店 人	紐育出張員 人	里昂出張員 人
1等	80	頭取	1		80	頭取	1		80	頭取	1		80	頭取	1						80	頭取	1				
2等									10	取締役	5		10	取締役	3	1	1				10	取締役	3	1	1		
	10	取締役	5		10	取締役	5																				
3等	65	本店支配人 (取締役兼任)			65	本店支配人 (取締役兼任)			65	本店支配人 (取締役兼任)			65	本店支配人 (取締役兼任)							65	本店支配人 (取締役兼任)					
4等	50	本店副支配人 神戸支店支配人 (取締役兼任)	1		50	本店副支配人 神戸支店支配人 (取締役兼任)	1		50	本店副支配人 (取締役兼任)	1		50	本店副支配人 (取締役兼任)							50						
5等	30	手代	5	1	30	手代	6	1	35	神戸支店 支配人心得		1	35	神戸支店 支配人心得		1					35	支配人心得		1			
									30	手代	6		30	手代	6		2	1	1		30	手代・支配人心得	7		1	1	1
6等					25	手代	2		25	手代	1		25	手代	1			1			25	手代	2			1	1
													23	手代	1						23	手代	1				
	25	手代	4																								
7等	20	手代	2	1	20	手代	2	1	20	手代	2	1	20	手代	2	1					20	手代	2	1			
	18	手代	2		18	手代	2		18	手代	2		18	手代	1						18	手代	1				
	16	手代	1		16	手代	1		16	手代	1		17					1			17					1	
													16	手代	1						16	手代	1				
8等	15	手代	2	1	15	手代	2	1	15	手代	5		15	手代	4		1	1	1		15	手代	4		1	1	1
	13	手代	1	1	13	手代	1	1	13	手代		1	13	手代		1					14	手代		1			
	12	手代	3	1	12	手代	3	1	12	手代	5	1	12	手代	5	1					12	手代	5	1			
	11	手代	1		11	手代	1		11	手代	1		11	手代	1						11	手代	1				
	10	手代	2		10	手代	1																				
9等	9	手代		1	9	手代																					
10等	8	手代		1	8	手代		1	8	手代		1	8	手代		1					8	手代		1			
11等	7	手代			7	手代																					
12等	6.50	手代	2	1	6.50	手代	2	1	6.50	手代	2	2	6.50	手代	2	2					6.50	手代	2	2			
	6	手代	1	1	6	手代	1	1	6		1		6		1						6		1				
13等	5	手代見習			5	手代見習				手代見習			6	手代見習	1						6	手代見習	1				
14等	4	手代見習			4	手代見習																					
15等	3	手代見習			3	手代見習																					
等外	13～15	雇員	4		12～30	雇員	7	1	7～30	雇員	9	1	7～30	雇員	9	1				*1	7～30	雇員	8	1			
計			37	9			38	9			41	8			39	9	4	4	2	1			39	9	3	4	3
合計			46				47				49				59								58				

本店中に
紐育出張員　1名
倫敦出張員　1名
里昂出張員　1名
メルボルン出張員　1名
を含む

本店中に
紐育出張員　3名
倫敦出張員　1名
里昂出張員　1名
を含む

本店中に
紐育出張員　3名
倫敦出張員　1名
里昂出張員　1名
を含む

＊メルボルン出張員は代理人

等級	第12回 1885年7月～12月							第13回 1886年1月～6月								第14回 1886年7月～12月								第15回 1887年1月～6月							
	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	倫敦支店 人	紐育出張員 人	里昂出張員 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	倫敦支店 人	紐育出張員 人	里昂出張員 人	桑港出張員 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	倫敦支店 人	紐育出張員 人	里昂出張員 人	桑港出張員 人	月給 円	職階	本店 人	神戸支店 人	倫敦支店 人	紐育出張員 人	里昂出張員 人	桑港出張員 人
1等	80	頭取	1					80	頭取	1						80	頭取	1						80	頭取	1					
2等	10	取締役	3					10	取締役	4						10	取締役	4													
																								10	取締役	4					
3等	65	本店支配人 (取締役兼任)						65	本店支配人 (取締役兼任)							65	本店支配人 (取締役兼任)							65	本店支配人 (取締役兼任)						
4等								50～40	副支配人 (取締役兼任) 倫敦支店支配人			1				50～40	副支配人 (取締役兼任) 倫敦支店支配人			1				50	副支配人 (取締役兼任)						
5等	35	神戸支店 支配人心得		1				35～30	神戸支店 支配人心得 手代	7	1		1	1		35～30	神戸支店支配人心得 手代	7	1		1	1		35～30	神戸支店支配人心得 倫敦支店支配人代理 手代	7	1	2	1	1	
	30	手代・支配人心得	7		1	1	1																							
6等	25	手代	2			1	1																							
	23	手代	1					25～23	手代	2		1		1	1	25～23	手代	2		1		1	1	25～23	手代	2				1	1
7等	20	手代	1	1																										
	18	手代	1																											
	17					1																								
	16	手代	1					20～16	手代	3	1		1			20～16	手代	3	1		1			20～16	手代	3	1		1		
8等	15	手代	3		2	1																								
	14	手代		1																										
	12	手代	5	1				15～11	手代	10	2	2	1			15～11	手代	10	2	2	1			15～11	手代	12	3	2	1		
	11	手代	1																											
9等																														
10等	8	手代		1				8	手代		1					8	手代		1					8	手代		1				
11等								7		3	1					7		2	1					7		3	1				
12等	6.5	手代	2	2				6.5～6	手代	1	1					6.5	手代		1					6.5	手代		1				
	6		1																											
13等	6	手代見習	1					6～5.5	手代見習	2						6～5.50	手代見習	2					1	6～5.50	手代見習	2					1
14等																														
15等																														
等外	7～30	雇員	10	1				30～8	雇員	8	2					8～30	雇員	7	2					7～30	雇員	4	3				
計			40	8	3	4	2			41	9	4	3	2	1			38	9	4	3	2	2			38	11	4	3	2	2
合計			57							60								58								60					